

居宅介護支援サービス 重要事項説明書

1 事業者の概要

名 称	有限会社 フェルシ
代表者名	代表取締役 遠藤 祐子
所 在 地	神奈川県小田原市柳新田50-3 やぎゅうビル2階
電話番号	0465-27-3888
事業の概要	高齢者、障害者、病弱者等日常生活の営みに支障のある人の在宅生活を支援することに関する事業。
他事業所サービス	グループホームぽぽ箱根板橋(認知症対応型共同生活介護) ぽぽハウス三の丸(地域密着型通所介護)

2 事業者の理念

「いつまでも住み慣れた地域で、自分らしく生き生きと暮らし続けたい」この想いを大切に、適切なサービスの提供と創造により地域の皆様の信頼を得ながら、地域づくりに貢献します。

事業者の方針

- ① 専門的かつ適正なアセスメントの上、利用者様の真のニーズを捉え、受けたいサービス、生活したいホーム、望む人生を実現できるように、サービスの質の向上に努めます。
- ② 介護の専門性に着目し、先駆的・先進的な取り組みを取り入れながら、柔軟にサービスを創造するとともに、新しい事業展開を進めます。
- ③ ①・②に基づきながら、社会的責務を担える経営余力を生むため、効果的・効率的な経営に努めます。

3 事業所の概要

事業所名	歩歩 居宅介護支援事業所	
所在地	神奈川県小田原市柳新田 50-3 やぎゅうビル2階	
介護保険事業所番号	1472301181号	
指定年月日	平成18年4月1日	
管理者及び連絡先	加藤 祐治	電話 0465-39-3021
サービス提供地域	小田原市、箱根町の一部(湯本地区) 南足柄市、大井町、開成町、松田町	
併設サービス	歩歩訪問サービス(訪問介護・訪問型サービス・居宅介護 ・重度訪問介護・同行援護・移動支援)	

4 事業所の職員体制等(令和8年 6月 1日現在)

職 種	従事する業務内容	人 員
管理者	管理者は、事業所の従業員及び業務の実施状況の把握及び業務の管理を一元的に行う。	1名(常勤・兼務)
介護支援専門員	介護支援専門員は、利用者からの相談に応じ要介護者等がその心身の状況等に応じ適切な居宅サービスまたは施設サービスを利用できるように市町村、居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整を行う。	3名以上(常勤・専従) 1名以上(非常勤・専従)
事務員	事務員は、居宅介護支援事業における必要な事務を行う。	1名以上(常勤・非常勤)

5 提供するサービス内容・方針等に関して

- ・介護支援専門員は、ご自宅等に訪問し、ご利用者様及びご家族様の心身のご様子・環境を踏まえ、行えている生活状況を考慮し、自立した日常生活が送れるよう適切な保健医療サービス及び福祉サービス及びインフォーマルサービス等を様々な事業者等から総合的かつ効率的に提供されるように、ご利用者様の居宅サービス計画の原案を作成し、会議を開いたうえで説明し同意の上交付いたします。計画に基づく指定居宅サービス等の提供がなされるよう連絡調整し、毎月、介護支援専門員がご自宅等に訪問し、面接の上ご利用状況を確認しながら、適切なサービスが提供されるようお手伝いいたします。必要に応じ、居宅サービス計画を変更いたします。
- ・ご利用者様が、在宅より病院に入院された際にも必要に応じ、病院と連携をとり、お手伝いいたします。
その際、ご利用者様、ご家族様より、担当の介護支援専門員名をお伝えいただくようお願いいたします。
- ・サービス提供にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に行います。
- ・サービスの提供にあたっては、関係市町村、関係医療機関、地域包括支援センター、指定居宅サービス事業者等、介護保険施設等との連携を図り、総合的なサービスの提供がなされるように努めます。
- ・介護保険施設等ご利用ご希望の場合も相談・お手伝いいたします。
- ・要介護認定申請・更新手続きに関するお手伝いもいたします。
- ・サービス利用にあたり必要に応じて、介護支援専門員はご利用者様ご家族様へ複数の指定居宅サービス事業所等を紹介いたします。また介護支援専門員はケアプランに位置付けられている指定居宅サービス事業所等について、その事業所を位置付けた理由の説明をご利用者様ご家族様へ致します。

- ・当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着通所介護、福祉用具貸与の利用状況は以下のとおりである。

① 前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合 訪問介護 43% 通所介護 20% 地域密着型通所介護 29% 福祉用具貸与 69%			
② 前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合			
訪問介護	歩歩訪問サービス 56%	たすけあい小田原 8%	エイチ・エス・エー/ニチイとみず 各6%
通所介護	ニチイケアセンター小田原 14%	みんなの家ほりのうち 9%	グロリアスデイ 9%
地域密着型通所介護	だんらんの家 富水 10%	ぼぼハウス三の丸 9%	ニコニコハウス飯田岡 8%
福祉用具貸与	株式会社茶利 チャーリーケア 25%	富士ライフサポート小田原営業所 21%	メディケアセンター小田原 20%
<input checked="" type="checkbox"/> 前期(3月1日から8月末日まで) <input type="checkbox"/> 後期(9月1日から2月末日まで)			

6 営業時間

区分	月曜日～金曜日	土・日曜日	休祭日
営業時間	9:00～17:00	休業	休業

(注)年末年始(12/30～1/3)は休祭日の扱いとなります。

7 利用者負担金

- (1) 居宅介護支援については、利用者の負担はありません。
- (2) 但し、介護保険料の滞納等によって、法定代理受領が出来なくなる場合には1ヶ月あたり所定の利用料金をいただき、サービス提供証明書を発行します。料金については下記参照となります。

- 居宅介護支援費(介護支援専門員一人の標準担当件数による)

居宅介護支援費 II →介護支援専門員一人当たり担当件数 50件未満
 要介護1・2 1.086単位 要介護3・4・5 1.411単位

- 特定事業所加算(Ⅲ) … 323単位/月

中重度者や支援困難ケースへの積極的な対応や、スキルアップのための他制度に関する修得の為の研修を計画的に行い、職員のレベルアップを図ります。また、柔軟な支援を行うことができるよう、24時間いつでも相談・連絡・調整ができる体制を整え対応いたします。

(算定要件)

- 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的
に開催
- 24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保
- 介護支援専門員に対し、計画的に研修を実施
- 地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合においても、居宅介護支援を提供
- 地域包括支援センター等が実施する事例検討会等に参加
- 運営基準減算又は特定事業所集中減算の適用を受けていない
- 介護支援専門員1人当たりの利用者の平均件数が45名未満
- 介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力又は協力
体制を確保
- 他の法人が運営する居宅介護支援事業者と共同で事例検討会、研修会等を実施
- 必要に応じて、多様な主体等が提供する生活支援のサービス(インフォーマルサービスを含む)が包括
的に提供されるような居宅サービス計画書を作成
- 常勤かつ専従の主任介護支援専門員を配置し、常勤かつ専従・非常勤かつ専従の介護支援専門員を3
名以上配置
- 業務継続計画(BCP 自然災害・BCP 感染症)の策定、感染症や非常災害の発生時において利用者に対
するサービス提供を継続的に実施する、及び非常時体制で早期の業務再開を図るための計画を策定・
研修の実施、委員会設置
- 虐待防止のために必要な措置について、利用者の人権の擁護・虐待の防止のため、虐待を防止する
ための従業者に対する研修の実施、委員会設置
- 職場や介護現場におけるハラスメント対策のための方針の明確化等の必要な措置を講じます
- 身体的拘束等の適正化について、利用者又は他の利用者等の生命に又は身体保護するため緊急やむ
を得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない身体的拘束等を行う場合には、その態様及び
時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない

事業所として、以下の要件も満たします

- ① 公正中立性を確保し、サービス提供主体からも実質的に独立した事業を行う
- ② 常勤かつ専従の主任介護支援専門員及び介護支援専門員が配置され、どのような支援困
難ケースでも適切に処理できる体制が整備されている、いわばモデル的な居宅介護支援
事業所である
- ③ 特定事業所加算を算定する事業所は、こうした基本的な取扱方針を十分に踏まえ、中重度
や支援困難ケースを中心とした質の高いケアマネジメントを行う
- ④ 介護保険法に基づく情報公表を行うほか、積極的に特定事業所加算取得事業所である旨
を表示するなど利用者に対する情報提供を行う
また、利用者に対し、特定事業所加算取得事業所である旨及びその内容が理解できるよう
説明を行う
なお、本加算を取得した特定事業所は、毎月末までに、基準の遵守状況に関する所定の記
録を作成し5年間保存し、市から求めがあった場合は提出する

○初回加算 … 300単位

新規に居宅サービス計画を作成した場合や、入院等により2月に及び居宅サービスが提供されず、退院後等にサービス再開をする場合及び要介護状態区分が2区分以上変更された場合に居宅サービス計画を作成した場合に算定いたします。

○入院時情報連携加算 下記の支援を行った場合に算定いたします。

I (250単位) 当日1日目以内に、病院に対して利用者にかかる必要な情報提供を行った場合。

II (200単位) 入院後2~3日以内に、病院に対して利用者にかかる必要な情報提供を行った場合。

○退院・退所加算

医療機関や介護保険施設等を退院・退所し、居宅サービス等を利用する場合において、退院・退所にあって、カンファレンス以外の方法で情報を得る、又は医療機関等の職員と面談を行い、利用者に関する必要な情報を得た上でケアプランを作成し、居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合に算定する。ただし、「連携3回」を算定できるのは、そのうち1回以上について、入院中の担当医等との会議(退院時カンファレンス等)に参加して、退院・退所後の在宅での療養上必要な説明を行った上でケアプランを作成し、居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合に限る。退院・退所後に福祉用具の貸与が見込まれる場合は、必要に応じ、福祉用具専門相談員や居宅サービスを提供する作業療法士等が参加する。

※入院又は入所期間中につき1回を限度。また、初回加算との同時算定不可。

	カンファレンス参加 無	カンファレンス参加 有
連携1回	450単位	600単位
連携2回	600単位	750単位
連携3回	×	900単位

○通院時情報連携加算 … 50単位

医療機関を通院受診する際に、介護支援専門員が同席し、医師又は歯科医師に情報提供または医師又は歯科医師から情報提供を受け、その内容を居宅サービス計画書に記録した場合算定いたします。

○緊急時居宅カンファレンス加算 … 200単位

病院・診療所の求めにより、医師又は看護師等とともに利用者のお宅にてカンファレンスを行った場合に算定いたします。

○ターミナルケアマネジメント加算 … 400単位

在宅で死亡した利用者に対して、終末期の医療やケアの方針に関する該当利用者又はその家族の意向を把握した上で、ターミナルケアマネジメントを受けることに同意した利用者について、24時間連絡できる体制を確保しており、かつ、必要に応じて居宅介護支援を行うことができる体制を整備している居宅介護支援事業所が、その死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上、当該利用者又はその家族の同意を得て、当該利用者の居宅を訪問し、当該利用者の心身の状況等を記録し、主治医及び居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業者を提供した場合に算定できます。

看取り期において「居宅サービス等利用に向けて介護支援専門員が、当該利用者の退院等にマネジメント業務を行ったが、当該利用者が死亡してしまいサービスに至らなかった」場合でも、モニタリング、サービス担当者会議における検討など必要なマネジメント業務や給付管理のための準備が行われ、介護サービスがされたものと同等の場合、居宅介護支援の基本報酬の算定いたします。

○介護職員等処遇改善加算 … 加算率 2.1%

介護職員等の処遇改善に関する計画を作成し、ケアプランデータ連携システムの活用、職員の資質向上、職場環境の改善等、厚生労働大臣が定める基準に適合する場合に算定いたします。

※1単位=10.7

- (3) 介護支援専門員が通常のサービス提供地域をこえる地域に訪問・出張する必要がある場合には、その交通費(公共交通機関は実費・自動車を使用した場合は事業所より1kmあたり30円)の支払いが必要となります。
- (4) 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又は家族に対し事前に文書で説明し交付します。

8 緊急時の対応

サービス提供にあたり事故、体調の急変等が生じた場合は、事前の打ち合わせに基づき、家族、主治医救急機関等に連絡します。

医療機関等	主治医等の氏名 連絡先
緊急連絡先	氏名 連絡先
緊急時の対応方法	

9 相談窓口

- サービスに関する相談については、次の窓口で対応いたします。

電話番号	0465-39-3021
対応介護支援専門員/対応時間	介護支援専門員が24時間対応いたします。 営業時間外や事業所不在時は、当番となっている介護支援専門員に電話が転送され、必要に応じて24時間相談に応じる体制をとっております。

10 苦情対応窓口

- サービスに関する苦情については、次の窓口で対応いたします。

電話番号	0465-39-3021
FAX 番号	0465-38-2312
相談員(責任者)	加藤 祐治
対応時間	9:00~17:00

○ 公的機関においても、苦情申出等ができます。

小田原市役所福祉健康部 高齢介護課	所在地 神奈川県小田原市荻窪300番地 電話番号 0465-33-1827 対応時間 8:30~17:15 (月曜日~金曜日)
南足柄市役所 高齢介護課	所在地 神奈川県南足柄市関本 440 電話番号 0465-73-8057 対応時間 8:30~17:15 (月曜日~金曜日)
箱根町役場 福祉課	所在地 神奈川県足柄下郡箱根町湯本256番地 電話番号 0460-85-7790 対応時間 8:30~17:15 (月曜日~金曜日)
大井町役場 介護福祉課	所在地 神奈川県足柄上郡大井町金子1964- I 電話番号 0465-83-8011 対応時間 8:30~17:15 (月曜日~金曜日)
開成町役場 保健健康課	所在地 神奈川県足柄上郡開成町延沢773 電話番号 0465-84-0320 対応時間 8:30~17:15 (月曜日~金曜日)
松田町役場 福祉課	所在地 神奈川県足柄上郡松田町松田惣領 2037 番地 電話番号 0465-83-1226 対応時間 8:30~17:15 (月曜日~金曜日)
神奈川県 国民健康保険団体連合会 介護保険課 介護苦情相談係	所在地 神奈川県横浜市西区楠町27番地1 電話番号 045-329-3447 対応時間 8:30~17:15 (月曜日~金曜日)

令和 年 月 日

上記により重要事項を説明し交付しました。

事業者 所在地 :神奈川県小田原市柳新田 50-3 やぎゅうビル2F
事業者名 有限会社 フェルシ

説明者 : _____

上記のとおり説明を受け、内容を了承し受領しました。

利用者
氏名 _____

代理人又は立会人
氏名 _____